

第73回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2015年6月24日(水曜日) 午前10時
(受付開始時間：午前9時)

場所 東京都練馬区旭町1丁目32番1号
当社大会議室

*Technology Support on the
Leading Edge*

株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第73回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期の半導体関連市場は、スマートフォンの世界的な普及や機能向上、データセンター関連の半導体需要の拡大などにより、半導体メーカー各社で生産能力の増強や微細化に向けた設備投資が活発に展開されました。

このような環境のもと、半導体テストシステムの販売促進、他の事業における顧客ベースの拡大など、収益基盤の強化に努めた結果、当期の受注高は1,763億円、売上高は1,633億円と、ともに前期の実績を上回りました。損益面については、営業利益146億円、税引前当期純利益189億円、当期純利益129億円と、黒字転換を果たすことができました。

株主の皆様への期末配当金につきましては、1株につき10円とし、2015年6月2日を支払開始日とすることを、2015年5月27日開催の取締役会において決議いたしました。

これにより、中間配当金（1株につき5円）を加えた年間の配当金は1株につき15円（前期と同額）となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2015年6月

代表取締役兼執行役員社長 **黒江 真一郎**



目次

株主の皆様へ	1
第73回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	21
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41
（ご参考）	
株主メモ	45

※連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第13条に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.advantest.com/jp/investors/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

(証券コード 6857)
2015年6月1日

株主各位

東京都練馬区旭町1丁目32番1号
株式会社アドバンテスト
代表取締役 黒江真一郎
兼執行役員社長

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2015年6月23日(火曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月24日(水曜日)午前10時 (受付開始時刻:午前9時)
2. 場 所 東京都練馬区旭町1丁目32番1号
当社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項
 1. 第73期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)のストック・オプションに関する報酬額設定の件

4. 議決権行使のご案内

【議決権行使書用紙による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2015年6月23日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。詳細につきましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

【議決権の重複行使の場合のお取扱い】

議決権行使書用紙と電磁的方法の双方で、重複して議決権行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。

電磁的方法による議決権行使を複数回された場合は、最後に議決権行使されたものを有効とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第13条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、今回より軽食のご提供は取り止め、お飲物のみご提供させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席いただきました株主の皆様にお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎ 当日ご出席願えない株主の皆様のために、総会当日、報告事項のプレゼンテーション資料を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご案内申し上げます。
 - ◎ 決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。

■当社ウェブサイト：<http://www.advantest.com/jp/investors/>

<<インターネット等による議決権行使のご案内>>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ②株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ③インターネットによる議決権行使は、2015年6月23日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- ①議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は株主様のご負担となります。

【システム等に関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

[議決権電子行使プラットフォームについて]

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます）につきましては、事前のご利用申し込みにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社としましては、監査等委員会設置会社の諸制度の下で、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化される一方で責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 提案の理由

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目 的)	(目 的)
第2条 (省 略)	第2条 (現行どおり)
1. (省 略)	1. (現行どおり)
2. (省 略)	2. (現行どおり)
3. (省 略)	3. (現行どおり)
4. 前各号に付帯する装置および機器等のリースおよびレンタル	4. 前各号に付帯する装置、 <u>機器等のリース</u> およびレンタル
5. (省 略)	5. (現行どおり)
6. (省 略)	6. (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 (省 略)	第10条 (現行どおり)
② (省 略)	② (現行どおり)
③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
(株主総会の招集者および議長)	(株主総会の招集者および議長)
第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役が、取締役会の決議にもとづき招集する。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。	第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役が、取締役会の決議に基づき招集する。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。
② (省 略)	② (現行どおり)
(株主総会の議事録)	(株主総会の議事録)
第17条 株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。	第17条 株主総会における議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は10名以内とする。 (新 設)	第19条 当会社の取締役は15名以内とする。 ②前項の取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は株主総会において選任する。 ② (省 略) ③取締役の選任は、累積投票によらない。	第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新 設)	②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新 設)	④会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
<p>(取締役会の招集通知および決議)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>②前項の通知は取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>③取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>④当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の招集通知および決議)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>②前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>③取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>④当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
	(重要な業務執行の委任)
(新 設)	第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところにより、取締役会の決議によつて、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規則)	(取締役会規則)
第24条 (省 略)	第25条 (現行どおり)
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第25条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第26条 取締役会における議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。	第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第27条 (省 略)	第28条 (現行どおり)
②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。	②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。
(相談役および顧問)	(相談役および顧問)
第28条 (省 略)	第29条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(新 設)	(監査等委員会の設置)
	第30条 当会社に監査等委員会を置く。

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知および決議)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>
(新 設)	<p>②前項の通知は監査等委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p>
(新 設)	<p>③監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第29条 当会社に監査役および監査役会を置く。</p>	(削 除)
<p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は株主総会において選任する。</p>	(削 除)
<p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した前任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知および決議)</p>	
<p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>②前項の通知は監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p>	(削 除)
<p>③監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規則)</p>	
<p>第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p>	
<p>第36条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p>	
<p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(会計監査人の設置) 第39条 (省略))</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 (省略) (配当金の除斥期間) 第43条 配当財産が金銭である場合は、当会社がその支払を開始した日から満3ヶ年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(会計監査人の設置) 第34条 (現行どおり))</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第38条 配当財産が金銭である場合において、当会社がその支払を開始した日から満3ヶ年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第1条 第73回定時株主総会の決議による当会社定款の変更前の監査役の行為に基づく責任の取締役会の決議による一部の免除および当該責任の限度に関する契約については、当該変更前の当会社定款第38条の定めはなお効力を有する。</p>



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現任の取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 くら え しんいちろう 黒江 真一郎 (1959年3月30日生)	1981年4月 当社入社 2005年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役兼常務執行役員 2013年6月 当社取締役兼執行役員副社長 2014年8月 当社代表取締役兼執行役員社長（現任）	3,905株
2	 から つ おさむ 唐津 修 (1947年4月25日生)	1975年4月 日本電信電話公社入社 1991年6月 日本電信電話株式会社LSI研究所部長 1997年6月 株式会社国際電気通信基礎技術研究所取締役 (1999年6月退任) 1999年4月 株式会社SRIコンサルティング プリンシパルコンサルタント 2000年4月 SRIインターナショナル日本支社代表 (2012年1月退任) 2012年6月 当社社外取締役（現任）	1,245株
社外取締役候補者とした理由および在任年数 ■唐津修氏は、社外取締役候補者であります。 ■唐津修氏は、半導体の専門家としての豊富な経験と知識を持つことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。 ■唐津修氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は3年であります。			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 <p>よし かわ せい いち 吉川 誠 一 (1946年3月22日生)</p>	<p>1969年 7 月 富士通株式会社入社 2000年 6 月 株式会社富士通研究所取締役 2004年 6 月 株式会社富士通研究所常務取締役 (2009年6月退任) 2011年 3 月 株式会社QDレーザ代表取締役会長 (2012年12月退任) 2012年 9 月 独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー (2015年3月退任) 2013年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p>	1,835株
<p>社外取締役候補者とした理由および在任年数 ■吉川誠一氏は、社外取締役候補者であります。 ■吉川誠一氏は、研究開発戦略の専門家としての豊富な経験と知識を持つことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。 ■吉川誠一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は2年であります。</p>			
4	 <p>みよん せ ぼん 明 世 範 (1954年9月16日生)</p>	<p>1989年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員 2011年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) 当社営業担当 (現任) 当社営業本部長 (現任)</p>	2,493株


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	 <p>なかむらひろし 中村弘志 (1957年12月4日生)</p>	1981年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2009年6月 当社常務執行役員 2010年6月 当社管理本部長(現任) 2012年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 当社管理担当(現任)	6,425株
6	 <p>よしだよしあき 吉田芳明 (1958年2月8日生)</p>	1999年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2009年6月 当社常務執行役員 2013年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 当社企画・渉外担当(現任) 当社社長室長(現任)	1,521株

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、唐津修氏および吉川誠一氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、唐津修氏および吉川誠一氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 栗田 優一 (1949年7月28日生)	1973年4月 富士通株式会社入社 2001年3月 当社入社 2003年6月 当社執行役員 2007年6月 当社取締役兼常務執行役員 2010年6月 当社取締役兼専務執行役員 2012年6月 当社常勤監査役 (現任)	5,800株
2	 山室 恵 (1948年3月8日生)	1974年4月 東京地方裁判所判事補 1984年4月 東京地方裁判所判事 1988年4月 司法研修所教官 1997年4月 東京高等裁判所判事 2004年7月 弁護士登録 弁護士法人キャスト (現 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所) 参画 (現任) 2004年10月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 2005年6月 富士通株式会社社外監査役 (現任) 2006年6月 当社社外監査役 (現任) 2009年6月 ニフティ株式会社社外監査役 (現任) 2010年10月 日本大学大学院法務研究科教授 2013年6月 八千代工業株式会社社外監査役 (現任)	1,317株
社外取締役候補者とした理由 ■山室恵氏は、社外取締役候補者であります。 ■山室恵氏は、法律の専門家としての豊富な経験と知識を持つことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。 ■山室恵氏は、過去に直接会社の経営に関与したことがありませんが、裁判官または弁護士として長年法律実務に携わっていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしております。 ■山室恵氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は9年であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 はぎ お やす しげ 萩 尾 保 繁 (1947年11月24日生)	1972年 4月 東京地方裁判所判事補 1982年 4月 東京地方裁判所判事 1998年 4月 司法研修所教官 2003年12月 静岡地方裁判所長 2004年 6月 弁護士登録 青和特許法律事務所入所（現任） 2006年 6月 当社社外取締役（現任）	3,286株

社外取締役候補者とした理由および在任年数

■萩尾保繁氏は、社外取締役候補者であります。

■萩尾保繁氏は、法律の専門家としての豊富な経験と知識を持つことから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。

■萩尾保繁氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、裁判官または弁護士として長年法律実務に携わっていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしております。

■萩尾保繁氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は9年であります。

- (注) 1. 栗田優一氏および山室恵氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は、山室恵氏および萩尾保繁氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、山室恵氏および萩尾保繁氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。また、山室恵氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当社は同氏と当該契約を改めて締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役全員の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏		名
から	つ	おさむ
唐	津	修

上記候補者の生年月日および略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」に記載のとおりですので、12ページをご参照ください。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第65回定時株主総会において年額6億1,500万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役の現在の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額6億円以内と定め、当該各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内と定め、当該取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、当該取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のストック・オプションに関する報酬額設定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する当該取締役の報酬額を下記のとおり設定することにつきご承認をお願いするものであります。

記

1. 付議の理由

当社は、2002年より、取締役の業績向上に対する意欲や意識を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに優秀な人材を確保することを目的に、ストック・オプションとして取締役に対し新株予約権を発行してまいりました。ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する当社取締役の報酬額は、2006年6月27日開催の第64回定時株主総会において年額7億円以内にご決議いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役の現在の報酬額は廃止した上で、経済情勢等諸般の事情も考慮して、第5号議案で決議いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額のご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

2. 議案の内容

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額

ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第5号議案で決議いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、年額7億円を上限とします。この報酬額を上限として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬を付与し、当該報酬債権と新株予約権の払込金額を相殺することにより新株予約権を発行いたします。

(2) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

発行する新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とする。

各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。なお、下記③により1株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{各新株予約権の目的である株式数} = \frac{\text{払込金額}}{1 \text{株当たり払込金額}}$$

②発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間以内の日に取締役（監査等委員である取締役を除く。）のために発行する新株予約権の総数に関しては、発行する新株予約権の各々の数に、それぞれ割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した新株予約権1個当たりの公正価値を乗じた額の合計が上記(1)の新株予約権に関する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を超えないものとする。

③新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の割当日において次により決定される1株当たりの払込金額に上記①に定める各新株予約権の目的である株式の数（100株）を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が当該割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。各事業年度に係る定時株主総会の日以降に最初の新株予約権が発行された場合、それ以後、当該定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権に関する1株当たりの払込金額は、最初の新株予約権に関する1株当たりの払込金額（下記に基づく調整がなされた場合は調整後の1株当たりの払込金額）と同額とすることができる。

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合または時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使等、一定の場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、当社の合併、会社分割または株式交換等の場合において、当社が適当と考える方法により、必要かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額の調整を行うことがある。かかる調整が行われた場合、それ以降その直前の定時株主総会の日から1年間以内に発行される新株予約権の1株当たりの払込金額は、当該調整の対象となった新株予約権の調整後の1株当たりの払込金額と同額とすることができる。

(i)株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii)時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

④新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から5年以内の期間を新株予約権発行に係る取締役会決議において定める。

⑤新株予約権の行使の条件

(i)割り当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、権利行使時において、当社または当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これらに準じる地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

(ii)新株予約権の相続は認めない。

(iii)各新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

⑥新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。

⑦その他の新株予約権の内容

上記①ないし⑥の詳細および①ないし⑥に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権発行に係る取締役会決議において定める。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

〈全般の状況〉

当期における世界経済は、当初の期待より減速したものの、着実な成長が続いた米国経済に支えられ、総じて緩やかな回復基調を維持しました。

半導体関連市場においては、スマートフォンの世界的な普及や性能向上が進んだこと、データセンターに関連する半導体需要が拡大したことなどから、半導体メーカー各社で生産能力増強や微細化に向けた設備投資が活発に展開されました。

このような環境のもと、当社は、特に需要が伸びた非メモリ半導体用テストシステムの販売促進に努めるとともに、他の事業においても顧客ベースの拡大など収益基盤の強化に取り組みました。その結果、受注高は1,763億円（前期比38.4%増）、売上高は1,633億円（同46.0%増）と、ともに前期の実績を上回ることができました。損益面については、前期比での増収、採算性の高い製品の売上比率向上、全グループを挙げた経費節減などにより、営業利益は146億円、税引前当期純利益は189億円、当期純利益は129億円と、黒字転換を果たすことができました。また、海外売上比率は92.0%（前期89.1%）となりました。



V93000 Smart Scale



T5503HS メモリ・テスト・システム

〈部門別の状況〉

(半導体・部品テストシステム事業部門)

当部門では、新型ハイエンド・スマートフォンの好調な販売や、中国におけるLTE基地局の増設およびLTEスマートフォン市場の拡大を受け、非メモリ半導体用テストシステムに対する需要が期を通じて好調に推移しました。またDRAMやNAND型フラッシュメモリの高速化の動きを背景に、メモリ半導体用テストシステムの需要が年度後半に伸長しました。

以上により、当部門の受注高は1,161億円（前期比41.3%増）、売上高は1,083億円（同48.3%増）、営業利益は146億円となりました。

(メカトロニクス関連事業部門)

当部門では、半導体の微細化や3次元化の進展に伴う需要の伸びを着実に取り込んだナノテクノロジー事業の収益が伸びました。また、半導体テストシステムの需要増に呼応して、事業連動性が高いデバイス・インタフェースやテスト・ハンドラに対する需要も伸びました。

以上により、当部門の受注高は312億円（前期比62.8%増）、売上高は283億円（同89.2%増）、営業利益は38億円となりました。

(サービス他部門)

当部門では、年間保守契約数の拡大など、フィールドサービス事業の収益向上への取り組みが順調に進捗しました。また、堅調な市場成長が期待されるSSD（ソリッド・ステート・ドライブ）向けに開発・投入したSSDテストシステムの収益貢献が、当期より始まりました。

以上により、当部門の受注高は291億円（前期比10.7%増）、売上高は268億円（同10.8%増）、営業利益は33億円（同11.2%増）となりました。

■部門別売上状況（連結）

部 門	2013年度 第72期		2014年度 第73期		前 期 比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	伸び率 (%)
半導体・部品テストシステム事業	73,017	65.3	108,320	66.3	35,303	48.3
メカトロニクス関連事業	14,984	13.4	28,347	17.4	13,363	89.2
サ ー ビ ス 他	24,151	21.6	26,752	16.4	2,601	10.8
内 部 取 引 消 去	△ 274	△ 0.3	△ 90	△ 0.1	184	－
合 計	111,878	100.0	163,329	100.0	51,451	46.0
う ち 海 外	99,657	89.1	150,209	92.0	50,552	50.7

② 設備投資の状況

新製品の開発ならびに生産設備を中心に、総額42億円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当期は、重要な資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況

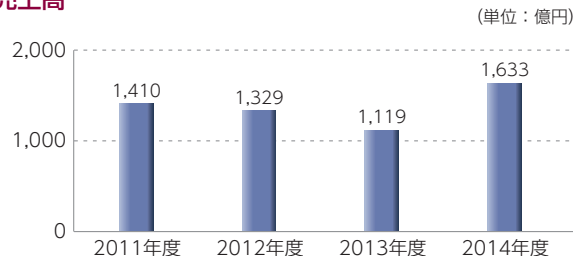
企業集団の財産および損益の状況（連結）

区 分	年 度	2011年度 第70期	2012年度 第71期	2013年度 第72期	2014年度 第73期
売 上 高 (百万円)		141,048	132,903	111,878	163,329
当 期 純 利 益 (百万円)		△ 2,195	△ 3,821	△ 35,540	12,948
基本的1株当たり当期純利益 (円)		△ 12.67	△ 22.03	△ 204.10	74.31
純 資 産 (百万円)		131,552	141,241	116,252	140,938
総 資 産 (百万円)		219,226	225,515	229,856	273,041

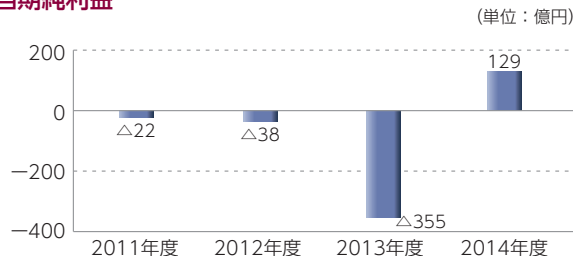
(注) 1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しております。

2. 「基本的1株当たり当期純利益」は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

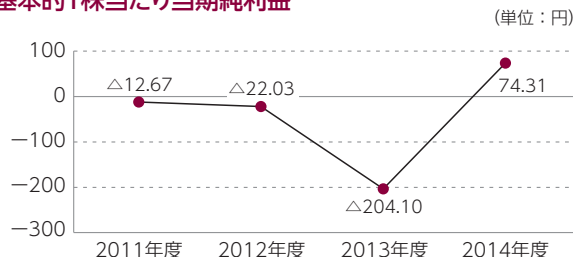
売上高



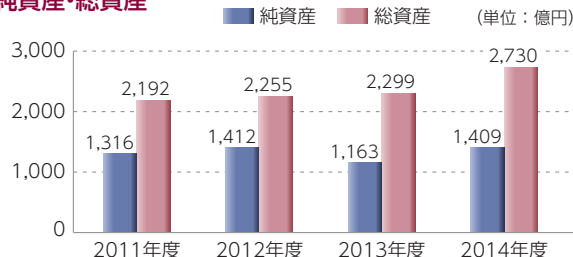
当期純利益



基本的1株当たり当期純利益



純資産・総資産



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (注)	主要な事業内容
株式会社アドバンテスト研究所	50 百万円	100%	計測試験技術の研究開発
株式会社アドバンテスト ファイナンス	1,000 百万円	100%	当社製品のリース・中古品販売
Advantest America, Inc.	4,059 千米ドル	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Europe GmbH	10,793 千ユーロ	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Taiwan Inc.	760,000 千ニュータイワンドル	100%	当社製品の販売
Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	15,300 千シンガポールドル	100%	当社製品の販売
Advantest Korea Co., Ltd.	9,516 百万ウォン	100%	当社製品の販売支援
Advantest (China) Co., Ltd.	8,000 千米ドル	100%	当社製品の販売支援

なお、当社は2014年4月1日付で100%出資の連結子会社である日本エンジニアリング株式会社を吸収合併いたしました。

(注) 議決権比率には間接所有部分を含めております。

(4) 対処すべき課題

当社は、長年にわたる研究開発を通じて培った「計測技術」をコア・コンピタンスとしつつ、ここ数年の損益水準に鑑みた下記の2つの方針を遂行することで、企業価値の向上に取り組みます。

まず、不況期においても安定的に利益創出可能なコスト構造の維持に努めます。具体的には、事業環境に応じた機動的な人員配置の徹底による人件費適正化、業務効率改善、原価低減などを通じ、2013年度下期から引き下げてきた損益分岐点売上高の上昇を抑制します。

また、持続的な成長を可能とする事業構造への転換を図ります。具体的には、半導体試験装置事業における競争力を維持向上し収益の安定確保に努める一方、半導体試験周辺市場や半導体試験とは異なる市場領域の事業からの収益を拡大します。この構造転換を加速するため、成長市場・重点分野への経営資源の配分を、財務の健全性と効率性に配慮しつつ、これまで以上に機動的に進めてまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは半導体・部品テストシステムおよびメカトロニクス関連製品（テスト・ハンドラ、デバイス・インタフェース、ナノテクノロジー製品等）の製造・販売を主な事業内容とし、その他これらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を行っております。

(6) 主要な営業所および工場

① 国内

区 分	名 称	所 在 地
本社事務所および 営業・サービス拠点	本社事務所	東京都千代田区
	西東京事務所	東京都八王子市
研究開発拠点	群馬R&Dセンタ	群馬県邑楽郡明和町
	埼玉R&Dセンタ	埼玉県加須市
	北九州R&Dセンタ	福岡県北九州市
	アドバンテスト研究所	宮城県仙台市
工 場	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
	仙台工場	宮城県仙台市

② 海外

区 分	名 称	所 在 地
営業・研究開発・ サービス拠点	Advantest America, Inc.	米国
	Advantest Europe GmbH	ドイツ
	Advantest Taiwan Inc.	台湾
	Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Advantest Korea Co., Ltd.	韓国
	Advantest (China) Co., Ltd.	中国

(7) 使用人の状況 (2015年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,564 (197) 名	61 (81) 名減

(注) 使用人数は従業員数であり、パートおよび嘱託従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

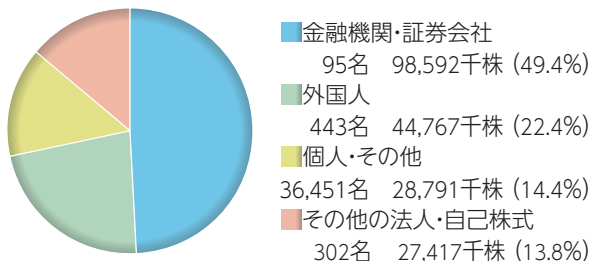
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2015年3月31日現在)

- | | |
|---|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 440,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 199,566,770株 |
| <small>(注) 発行済株式の総数には自己株式 (25,020,294株) を含んでおります。</small> | |
| ③ 株主数 | 37,291名 |

(ご参考) 所有者別株式数分布状況



④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	28,622	16.40
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	20,143	11.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	13,149	7.53
BNPパリバ証券株式会社	5,995	3.44
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4,056	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	3,592	2.06
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,134	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	2,092	1.20
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,962	1.12
HSBC ASIA EQUITY FINANCE - JAPAN EQUITIES (TRADING)	1,958	1.12

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (25,020,294株) を控除して計算しております。

2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数20,143千株は、富士通株式会社が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については富士通株式会社の指図により行使されることとなっております。

3. 「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、2015年4月6日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、三井住友信託銀行株式会社他2名が2015年3月31日現在15,118千株を共同保有している旨、2015年3月6日付で提出された大量保有報告書により、みずほ証券株式会社他4名が2015年2月27日現在10,431千株を共同保有している旨、2015年2月6日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により野村證券株式会社他4名が2015年1月30日現在17,490千株を共同保有している旨報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が有する新株予約権の状況 (2015年3月31日現在)

	2011年6月24日 取締役会発行決議	2012年6月26日 取締役会発行決議	2013年6月26日 取締役会発行決議
発行日	2011年7月12日	2012年7月12日	2013年7月12日
新株予約権の発行価額	1個当たり49,600円	1個当たり34,700円	1個当たり46,000円
役員の保有状況	2,560個 (10名)	1,480個 (11名)	2,750個 (12名)
うち取締役 (社外取締役除く)	1,960個 (5名)	1,180個 (5名)	2,400個 (5名)
うち社外取締役	50個 (1名)	100個 (2名)	150個 (3名)
うち監査役	550個 (4名)	200個 (4名)	200個 (4名)
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式256,000株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式148,000株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式275,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の行使時に 払込をなすべき金額	1株当たり1,529円	1株当たり1,207円	1株当たり1,669円
新株予約権の行使期間	2012年4月1日から 2016年3月31日まで	2013年4月1日から 2017年3月31日まで	2014年4月1日から 2018年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の相続は認めない。		
新株予約権の取得事由	<p>当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたとき。</p> <p>②新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という）が当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき（ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く）。</p> <p>③新株予約権者が死亡したとき。</p>		
新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。		

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役および監査役の様況 (2015年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役会長	丸山 利雄	
代表取締役	黒江真一郎*	
取締役	萩尾 保繁	青和特許法律事務所業務執行組合員 弁護士
取締役	唐津 修	
取締役	吉川 誠一	独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー
取締役	明 世範*	
取締役	中村 弘志*	
取締役	吉田 芳明*	
常勤監査役	栗田 優一	
常勤監査役	畠山 彰	
監査役	山室 恵	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 富士通株式会社社外監査役 ニフティ株式会社社外監査役 八千代工業株式会社社外監査役
監査役	小倉 正道	

(注) 1. 取締役 萩尾保繁氏、唐津修氏および吉川誠一氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 山室恵氏および小倉正道氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 小倉正道氏は、富士通株式会社における長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は取締役 萩尾保繁氏、唐津修氏および吉川誠一氏ならびに監査役 山室恵氏および小倉正道氏の全社外役員を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5. 2014年8月7日付で取締役の地位を次のとおり変更しました。

氏名	新	旧
黒江真一郎	代表取締役	取締役

6. 代表取締役 松野晴夫氏は、2014年8月23日に逝去により退任いたしました。

7. 取締役吉川誠一氏は2015年3月31日をもって、独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェローを退職しております。

8. 当社は執行役員制度を採用しており、*印の各氏は執行役員を兼務しております。

9. 執行役員の様況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
執行役員社長	黒江真一郎	
常務執行役員	明 世範	営業担当 営業本部長
常務執行役員	中村 弘志	管理担当 管理本部長
常務執行役員	吉田 芳明	企画・渉外担当 社長室長
常務執行役員	今田 英明	新規事業担当 新企画商品開発室副室長
常務執行役員	Hans-Juergen Wagner	SoC Test Business Groups担当 Advantest Europe GmbH Managing Director (R&D, CTO)
執行役員	杉浦 孝	品質保証本部長
執行役員	関野 隆	テクノロジー開発本部長
執行役員	塚越 聡一	生産本部長
執行役員	Josef Schraetzenstaller	Advantest Europe GmbH Managing Director (CEO)
執行役員	中原 真人	営業本部副本部長
執行役員	岡安 俊幸	SoCテスト事業本部長
執行役員	CH Wu	Advantest Taiwan Inc. 董事長兼総経理 (CEO)
執行役員	山下 和宏	システムソリューション本部長
執行役員	佐藤 憲二	営業本部副本部長
執行役員	中村 隆幸	ナノテクノロジー事業部長
執行役員	Wilhelm Radermacher	Advantest Europe GmbH Vice President and General Manager V93000 SoC
執行役員	山田 益弘	メモリアテスト事業本部長
執行役員	南雲 悟	ASDテスト&計測システム事業本部長
執行役員	佐々木 功	フィールドサービス本部長
執行役員	津久井 幸一	新企画商品開発室統括リーダー
執行役員	Keith Hardwick	Advantest America, Inc. Chief Financial Officer
執行役員	Douglas Lefever	Advantest America, Inc. Director, President and CEO

* 執行役員 佐藤憲二氏は、2015年3月31日をもって退任しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	9名	411百万円
監 査 役	4名	75百万円
合 計	13名	486百万円

(注) 1. 上記報酬等の額には、2014年8月23日付で退任した取締役1名に対する固定報酬を含んでおります。
2. 上記報酬等の額のうち、社外取締役3名、社外監査役2名の報酬等の額は40百万円であります。

③ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
萩尾 保繁 (社外取締役)	青和特許法律事務所 業務執行組合員	特別な関係はありません。
山室 恵 (社外監査役)	富士通株式会社 社外監査役	富士通株式会社は、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社が所有している当社株式（持分比率11.54%）の議決権指図権を保有しております。また、当社と富士通株式会社との間には、製品の販売および原材料の購入等の取引があります。
	ニフティ株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
	八千代工業株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。

b. 主な活動状況

氏 名	出席の状況	発言の状況
萩尾 保繁 (社外取締役)	取締役会14回中14回	取締役会において、主に弁護士としての専門的観点から発言を行っております。
唐津 修 (社外取締役)	取締役会14回中14回	取締役会において、主に業界に関する知見に基づき発言を行っております。
吉川 誠一 (社外取締役)	取締役会14回中14回	取締役会において、主に研究開発戦略に関する知見に基づき発言を行っております。
山室 恵 (社外監査役)	取締役会14回中14回 監査役会15回中15回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的観点から発言を行っております。
小倉 正道 (社外監査役)	取締役会14回中14回 監査役会15回中15回	取締役会および監査役会において、主に企業経営等の経験および業界に関する知見に基づき発言を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間に、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	251百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	252百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査および米国証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社は、アーンスト・アンド・ヤンググループの監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告します。また、上記のほか、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関が、取締役会から監査役会に変更されました。なお、上記は当期における方針を記載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は次のとおりです。

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

アドバンテストグループは、「先端技術を先端で支える」という経営理念のもと、「The ADVANTEST Way & 行動規範」(以下、アドバンテスト行動規範という。)を制定し、経営の透明度を高め、持続的な発展と企業価値の向上に努めてきた。これらの取り組みをさらに推し進めるため、下記の各項目の体制を整備し、内部統制システムの構築、整備、運営を実施し、業務の適正を確保する。

記

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化を図る。経営の意思決定および監督は取締役会が担い、業務執行については、取締役会が業務執行機関の役割と権限を明確にした上で執行役員（代表取締役を含む）および従業員が担う。
- ② 取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略などの重要事項について決定するとともに、経営の監督機関として、社外取締役をメンバーに含み、業務執行機関が迅速かつ効率的な職務執行ができるように必要となる権限委譲を行いながら業務執行機関の職務執行を監視、監督する。
- ③ 取締役会は、アドバンテストグループの経営計画を承認し、月次決算に基づく経営成績および財政状態ならびに各部門の業務執行状況で重要なものについて毎月報告を受け、計画の妥当性等を検証する。
- ④ 内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運営状況について必要に応じて取締役会へ報告する。

2. 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、アドバンテストグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令および定款に適合し、誠実かつ倫理的な行動をとることを明確にするため、アドバンテスト行動規範を周知徹底する。さらに、取締役および執行役員に対しては、アドバンテスト行動規範に加え、「役員倫理規定」を運用する。
- ② 当社は、法令遵守の徹底を図るための体制として行動規範委員会を設置し、アドバンテスト行動規範の運営状況を監視するとともに、アドバンテスト行動規範に照らして疑義のある事項の報告・相談を受け付ける窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を設置し、報告者が不利益な取扱を受けない体制とする。
- ③ 当社は、企業の社会的責任を遂行するために、開示委員会、内部統制委員会などの課題別委員会を設置する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営環境、事業活動、会社財産に潜むリスクに関し、重要な業務プロセス毎にリスク要因を識別・分類し、リスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析するとともに、それらのリスクへの適切な対応についての方針および手続の文書化を重要な内部統制活動の一つとして実施する。
- ② 当社は、災害等の緊急事態に関し、危機管理本部を設置して緊急時行動要領を文書化するとともに、教育訓練を定期的実施して緊急事態に備える。
- ③ 内部統制委員会は、リスク管理を徹底し、重要なリスクについては取締役会に報告する。
- ④ 当社は、安全衛生委員会を設置して、労働災害事故の防止、快適な職場環境の形成および従業員の健康増進に努める。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る以下の情報に関して、保存年限、保管責任者、保存方法等の詳細について定めた社内規定に基づいて適切に保存、管理する。
 - ・株主総会の議事録および関連資料
 - ・取締役会の議事録および関連資料
 - ・取締役の職務執行に関するその他の重要な文書
- ② 当社は、情報漏洩の防止のために情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報の保護と機密文書の漏洩防止を行う。

5. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① アドバンテストグループは、連結決算に基づく業績評価を重視したグループ連結経営を行うために当社とグループ会社で同質の内部統制システムを構築、運営する。
- ② アドバンテストグループの内部統制システムは、グループ各社を担当する当社の各部門が連携するとともに、内部統制委員会が策定するグループ全体の方針に基づいて統一的に構築、運営され、内部統制委員会が掌握したグループ各社の内部統制状況の中で重要なものは、取締役会へ報告される。
- ③ グループ各社に対する内部監査は当社監査室が総括する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 当社は、監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を置く。
- ② 当社は、監査役会の職務を補助すべき従業員を置かなくても十分に実効的な監査を実施することができる場合と監査役会が判断する場合は当該従業員を置かない。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会の職務を補助すべき従業員を置くに当たっては、当該従業員が取締役からの独立性を確保していることに関して監査役会の事前の同意を得る。

8. 取締役、執行役員および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、監査役が常務会その他の重要会議に出席し、業務執行に関する重要事項をタイムリーに把握できる体制を取る。
- ② 企業倫理ヘルプラインに対し、会社の会計、内部統制、監査に関わる事項について報告または相談がなされた場合、監査役に対して直接報告または相談することとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役が内部監査部門である監査室の情報を共有し、必要に応じて監査室と意見交換する機会を確保する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期継続的な創出が株主利益への貢献の基本であるとの認識のもと、株主の皆様への継続的な利益配分を経営の最重要課題と位置付け、連結業績をベースとした利益配分を積極的に進めてまいります。

剰余金の配当につきましては、連結業績や財政状況、中長期的な事業拡大のための戦略的投資等を勘案して決定いたします。具体的には、業績のアップダウンが激しい業界にあるため、安定的な配当にも配慮しつつ、基本的には連結配当性向20%以上を指標として配当を実施してまいります。

内部留保につきましては、研究開発投資、生産合理化投資、海外事業展開および新規事業への投資、M&Aなどの原資に充て、経営基盤の強化および企業価値創造のために活用する方針であります。

また、経営環境の変化に即応し、企業価値向上へ向けた資本戦略を機動的に行うための自己株式の取得につきましても、株価の動向や資本効率、キャッシュ・フロー等を勘案しつつ適宜検討し実施してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(参考)
〔資産の部〕		
流動資産	164,801	124,819
現金および現金同等物	97,574	68,997
売上債権 (貸倒引当金控除後)	24,960	20,404
棚卸資産	37,210	30,200
その他の流動資産	5,057	5,218
投資有価証券	2,249	3,741
有形固定資産 (純額)	38,480	39,925
無形資産 (純額)	4,085	3,545
のれん	54,590	46,846
その他の資産	8,836	10,980
資産合計	273,041	229,856

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(参考)
〔負債の部〕		
流動負債	49,686	26,607
買掛金	18,101	12,353
未払費用	10,482	6,775
未払法人税等	2,106	1,089
製品保証引当金	1,525	1,589
1年内償還予定の社債	10,000	—
前受金	4,900	2,488
その他の流動負債	2,572	2,313
社債	15,000	25,000
転換社債	30,119	30,149
未払退職および年金費用	35,034	28,641
その他の固定負債	2,264	3,207
負債合計	132,103	113,604
契約債務および偶発債務		
〔資本の部〕		
資本金	32,363	32,363
資本剰余金	43,770	43,906
利益剰余金	141,104	130,740
その他の包括利益累計額	18,387	5,326
自己株式	△ 94,686	△ 96,083
資本合計	140,938	116,252
負債および資本合計	273,041	229,856

連結損益計算書

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
売 上 高	163,329	111,878
売 上 原 価	72,903	62,545
売 上 総 利 益	90,426	49,333
研 究 開 発 費	29,876	32,670
販売費および一般管理費	45,720	39,964
減 損 費 用	211	13,068
営 業 利 益 (△損失)	14,619	△ 36,369
その他収益 (△その他費用)		
受取利息および配当金	203	199
支 払 利 息	△ 137	△ 140
投資有価証券売却益	750	1,396
そ の 他	3,424	△ 587
税引前当期純利益 (△損失)	18,859	△ 35,501
法 人 税 等	5,911	61
持 分 法 投 資 利 益	—	22
当 期 純 利 益 (△損失)	12,948	△ 35,540

連結包括利益計算書

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
包括利益 (△損失)		
当期純利益 (△損失)	12,948	△ 35,540
その他の包括利益 (△損失) (税効果調整後)		
為替換算調整額	17,474	12,555
純未実現有価証券評価損益	△ 266	△ 642
年金債務調整	△ 4,147	342
その他の包括利益合計	13,061	12,255
当期包括利益 (△損失)	26,009	△ 23,285

連結資本勘定計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
資本金		
当期首残高	32,363	32,363
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	32,363	32,363
資本剰余金		
当期首残高	43,906	42,801
当期変動額		
ストック・オプションによる報酬費用	—	1,283
ストック・オプション行使による減少等	△ 136	△ 178
当期変動額合計	△ 136	1,105
当期末残高	43,770	43,906
利益剰余金		
当期首残高	130,740	170,626
当期変動額		
当期純利益 (△損失)	12,948	△ 35,540
配当金	△ 1,742	△ 3,480
自己株式の処分	△ 842	△ 866
当期変動額合計	10,364	△ 39,886
当期末残高	141,104	130,740
その他の包括利益 (△損失) 累計額		
当期首残高	5,326	△ 6,929
当期変動額		
その他の包括利益 (△損失) (税効果調整後)	13,061	12,255
当期変動額合計	13,061	12,255
当期末残高	18,387	5,326
自己株式		
当期首残高	△ 96,083	△ 97,620
当期変動額		
自己株式の取得	△ 33	△ 2
自己株式の処分	1,430	1,539
当期変動額合計	1,397	1,537
当期末残高	△ 94,686	△ 96,083
資本合計		
当期首残高	116,252	141,241
当期変動額		
当期純利益 (△損失)	12,948	△ 35,540
その他の包括利益 (△損失) (税効果調整後)	13,061	12,255
配当金	△ 1,742	△ 3,480
ストック・オプションによる報酬費用	—	1,283
ストック・オプション行使による減少等	△ 136	△ 178
自己株式の取得	△ 33	△ 2
自己株式の処分	588	673
当期変動額合計	24,686	△ 24,989
当期末残高	140,938	116,252

計算書類

貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度(ご参考)
〔資産の部〕		
流動資産	75,197	49,090
現金および預金	29,508	12,989
受取手形	71	52
電子記録債権	1,002	1,234
売掛金	22,096	11,349
有価証券	—	3,300
商品および製品	4,181	2,841
仕掛品	9,265	9,912
原材料および貯蔵品	5,549	5,806
その他	3,578	1,621
貸倒引当金	△ 53	△ 14
固定資産	131,098	132,903
有形固定資産	22,442	22,899
建物および構築物	7,271	7,768
土地	12,559	12,257
その他	2,612	2,874
無形固定資産	691	757
ソフトウェア	280	272
その他	411	485
投資その他の資産	107,965	109,247
投資有価証券	2,071	3,407
関係会社株式	104,416	104,604
長期貸付金	38	47
その他	1,449	1,257
貸倒引当金	△ 9	△ 68
資産合計	206,295	181,993

科 目	当事業年度	前事業年度(ご参考)
〔負債の部〕		
流動負債	36,682	13,840
買掛金	12,581	6,183
未払金	3,895	405
未払費用	4,244	4,576
未払法人税等	181	1
製品保証引当金	1,143	1,099
1年内償還予定の社債	10,000	—
役員賞与引当金	123	—
その他	4,515	1,576
固定負債	57,381	66,477
社債	15,000	25,000
転換社債	30,119	30,149
退職給付引当金	11,525	10,381
繰延税金負債	145	321
資産除去債務	62	61
その他	530	565
負債合計	94,063	80,317
〔純資産の部〕		
株主資本	109,202	97,769
資本金	32,363	32,363
資本剰余金	32,973	32,973
資本準備金	32,973	32,973
利益剰余金	138,552	128,516
利益準備金	3,083	3,083
その他利益剰余金	135,469	125,433
(海外投資等損失積立金)	(27,062)	(27,062)
(別途積立金)	(146,880)	(146,880)
(繰越利益剰余金)	(△ 38,473)	(△ 48,509)
自己株式	△ 94,686	△ 96,083
評価・換算差額等	610	916
その他有価証券評価差額金	610	916
新株予約権	2,420	2,991
純資産合計	112,232	101,676
負債および純資産合計	206,295	181,993

損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当事業年度	前事業年度(ご参考)
売 上 高	84,916	49,261
売 上 原 価	46,194	37,117
売 上 総 利 益	38,722	12,144
販売費および一般管理費	40,378	42,448
営 業 利 益 (△損失)	△ 1,656	△ 30,304
営 業 外 収 益		
受取利息および配当金	11,437	8,054
投資有価証券売却益	677	1,248
受 取 賃 貸 料	579	1,135
その他の営業外収益	1,848	473
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	137	197
その他の営業外費用	462	991
経 常 利 益 (△損失)	12,286	△ 20,582
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	436	370
抱合せ株式消滅差益	—	35
特 別 損 失		
減 損 損 失	211	1,403
税引前当期純利益 (△損失)	12,511	△ 21,580
法人税、住民税および事業税	△ 107	△ 131
法 人 税 等 調 整 額	△ 3	227
当期純利益 (△損失)	12,621	△ 21,676

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
株主資本		
資本金		
当期首残高	32,363	32,363
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	32,363	32,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	32,973	32,973
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	32,973	32,973
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,083	3,083
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,083	3,083
その他利益剰余金		
海外投資等損失積立金		
当期首残高	27,062	27,062
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	27,062	27,062
別途積立金		
当期首残高	146,880	146,880
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	146,880	146,880
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 48,509	△ 22,488
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,742	△ 3,480
当期純利益 (△損失)	12,621	△ 21,676
自己株式の処分	△ 843	△ 865
当期変動額合計	10,036	△ 26,021
当期末残高	△ 38,473	△ 48,509

	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
自己株式		
当期首残高	△ 96,083	△ 97,620
当期変動額		
自己株式の取得	△ 33	△ 2
自己株式の処分	1,430	1,539
当期変動額合計	1,397	1,537
当期末残高	△ 94,686	△ 96,083
株主資本合計		
当期首残高	97,769	122,253
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,742	△ 3,480
当期純利益 (△損失)	12,621	△ 21,676
自己株式の取得	△ 33	△ 2
自己株式の処分	587	674
当期変動額合計	11,433	△ 24,484
当期末残高	109,202	97,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	916	1,412
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 306	△ 496
当期変動額合計	△ 306	△ 496
当期末残高	610	916
新株予約権		
当期首残高	2,991	2,257
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 571	734
当期変動額合計	△ 571	734
当期末残高	2,420	2,991
純資産合計		
当期首残高	101,676	125,922
当期変動額		
剰余金の配当	△ 1,742	△ 3,480
当期純利益 (△損失)	12,621	△ 21,676
自己株式の取得	△ 33	△ 2
自己株式の処分	587	674
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 877	238
当期変動額合計	10,556	△ 24,246
当期末残高	112,232	101,676

会計監査人監査報告書 謄本 (連結)

独立監査人の監査報告書

2015年5月13日

株式会社 アドバンテスト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中山 清美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 卓也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 脇本 恵一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社アドバンテスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月13日

株式会社 アドバンテスト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中山 清美 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田中 卓也 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 脇本 恵一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2014年4月1日から2015年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門等の社員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主な海外連結子会社の往査を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の掲載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月20日

株式会社アドバンテスト 監査役会

常勤監査役 栗田 優 一 ㊟

常勤監査役 畠山 彰 ㊟

社外監査役 山室 恵 ㊟

社外監査役 小倉 正道 ㊟

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	
定時株主総会	毎年6月	
基準日	定時株主総会 期末配当金 中間配当金	毎年3月31日 毎年3月31日 毎年9月30日
単元株式数	100株	
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)	
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL http://www.advantest.com/jp/investors/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)	

- (ご注意)
- 1.株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
 - 2.特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。
 - 3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

特別口座の口座管理機関	東京証券代行株式会社
同連絡先	東京証券代行株式会社 事務センター 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-49-7009 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

成増駅ご利用の場合

東武東上線成増駅(南口)または
東京メトロ副都心線・有楽町線地下鉄成増駅(5番出口)下車

- 路線バス
成増駅バス停(4番乗場)より乗車(約6分)
「光丘高校」バス停にて下車、徒歩約4分

光が丘駅ご利用の場合

都営大江戸線光が丘駅下車

- 路線バス(A2出口より)
光が丘駅バス停(西武バス3番乗場)より成増駅南口行きに
乗車(約5分)「光丘高校」バス停にて下車、徒歩約4分
- 徒歩 約20分(A4出口より)

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

バス時刻表

●成増駅(4番乗場)	
9時	08 20 32 43
●光が丘駅(成増駅南口行き)	
9時	00 12 23 34 45



環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用し印刷しています。